

第 3 5 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 3 番, 4 番)

開催期日 令和 2 年 5 月 2 8 日

第35回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年5月28日(木) 午後6時00分
場 所 栗山町役場第3会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上島 宣和

本日の出席委員

1番 藤田 淳	10番 桂 一照
2番 中島 信之	11番 亀田 孝
3番 大島 政勝	12番 清水 哲雄
4番 鳥村 正行	13番 長谷川 誠
5番 笹谷 和広	14番 木内 浩一
6番 塚本 政紀	15番 田村 俊彦
7番 長尾 卓也	16番 川崎 浩彦
8番 寺 雅彦	17番 小川 信一
9番 平田 善治	18番 吉田 寿栄

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉川 道也
〃	事務局 主幹	上島 宣和
〃	事務局 員	中川 圭太
〃	事務局 員	山宮 匠土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 71号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第 72号	農地のあっせん成立について
6	報告第 73号	農地法第5条の規定による転用の完了届について
7	議案第154号	農地法第3条の規定による許可申請について
8	議案第155号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第156号	土地の現況証明願いについて
10	議案第157号	農用地利用集積計画(案)について
11		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第35回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

5月上旬は天候が思わしくなく、農作業でご苦労されていることと思います。その中で、6月1日発表予定、普及センターの作況の数字でございますけれど、概ねプラスマイナス0、玉葱-2とういうことになっています。麦に関しては、成育が千本以上あることから、例年よりは多いということで、今後の成育次第で期待できるのではないかとということでございます。その中で、本日の総会につきましてよろしく願います。

それでは早速、初めていきたいと思います。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、3番大畠委員、4番鳥村委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。5月21日、現地調査を、鳥村委員、田村委員、大島委員で実施しております。次に、27日、栗山町農業振興公社評議員会が開催され、吉田会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。昨日公社評議員会の中で、新規就農者に公社にて調査に入り、コロナによる販売等の影響について聞き取り調査を行ったという報告がありました。会務報告についてその他、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告71号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第71号 農地の使用貸借契約の解約の通知について、下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は1件となります。

番号1 所在 字〇〇317番地 地目につきましては、公簿、現況とも畑 面積520㎡1筆でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成25年2月28日 契約期間 平成25年2月28日から令和5年2月28日 解約通知日 令和2年5月1日 通知者 貸主 栗山町字〇〇318番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇318番地 〇〇〇〇 となっております。この件は、後の農地法第5条の申請に伴う解約の通知になります。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第72号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第72号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は1件でございます。

番号1 申出者 〇〇県〇〇市〇〇町2206-13 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇145番

地 ○○○○ 対象農地所在 字○○136 番地 地目につきましては 公簿 畑、現況 雑種地 面積 253 m²外 4 筆 田 1 筆 5,008 m² 雑種地 4 筆 442 m² 計 5 筆 5,450 m²でございます。成立年月日 令和 2 年 5 月 1 8 日 売買価格 1 0 a あたり 田 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、清水委員・平田委員でございます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 6 報告第 7 3 号「農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第 7 3 号 農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて 農地法第 5 条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今回は 1 件でございます。

番号 1 関係農地法 第 5 条 貸主住所・氏名 栗山町字○○33 番地 ○○○○ 借主住所・氏名 栗山町字○○33 番地 ○○○○○ 転用した土地 許可指令年月日 令和元年 6 月 2 8 日 栗農第 5 - 8 0 号 所在 字○○2223 番地 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 432 m²でございます。工事完了年月日 令和 2 年 4 月 2 3 日 完了届出年月日 令和 2 年 4 月 2 3 日でございます。なお本件につきましては、現地調査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 7 議案第 1 5 4 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 1 5 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件で

ございます。

番号1 所在 字〇〇〇37番地1 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積683㎡外22筆 田19筆68,719㎡ 畑4筆8,479㎡ 計23筆77,197㎡

でございます。譲渡人 〇〇町字〇〇1720番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 摘要といたしまして 今後耕作することがないので、申請地を譲受人に売渡したい。譲受人 〇〇町〇5線〇7番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 摘要といたしまして 規模拡大により経営の安定化を図るために借り受けたいとなっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(4番 鳥村)

番号1について報告いたします。

今回の件につきましては、申請者は今後耕作することがなく、〇〇町より農地所有適格法人である旨の営農証明書の提出を受けている農業者への売買ですので、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第154号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第154号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第155号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第155号 農地法5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は2件でございます。

番号1 所在 字〇〇317番地 地目といたしまして 公簿、現況とも畑 面積520㎡1筆でございます。貸主 字〇〇318番地 〇〇〇〇 借主 字〇〇318番地 〇〇〇〇 転用目的 農家用住宅建設となっております。

番号2 所在 字〇〇95番地58 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積2,187㎡1筆でございます。 売主 字〇〇95番地58 〇〇〇〇 買主 〇〇市〇区北四十四条東9丁目1番7号 〇〇〇〇 転用目的 太陽光パネル設置による永久転用となっております。尚、今回申請と併せて、敷地内の雑草等の処理について、買主より適宜除草対策を講じる旨の上申書の提出を受けておりますので報告します。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第156号「土地の現況証明願いについて」と併せて、現地調査班長より報告をお願いします。

(15番 田村)

令和2年4月27日 第34回農業委員会後申請書の提出のあった農地法第5条の申請に基づき、令和2年5月21日に鳥村委員、大島委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号1 農地法第5条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場の東約3.0kmに位置する農用地区域内にある農地であり、この度、申請者より農家用住宅を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに、支障はないものと認めます。

次に、番号2 農地法第5条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場の南東約1.8kmに位置する都市計画区域内にある第2種農地であり、この度申請により、太陽光パネルを設置したい旨の許可申請があったものであります。本件の周囲は、工場適地として登録のある土地であることから、転用することに支障はないものと認めます。

また、「現況証明願い」につきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきておりますことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第155号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第155号は原案どおり決定といたします。

日程9 議案第156号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第156号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は2件の願い出でございます。

番号1 所在 ○○4丁目72番地1 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積508㎡外1筆でございます。利用状況 宅地 所有者及び願出人 栗山町 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 ○○341番地17 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積870㎡外4筆 田3筆5,657㎡ 畑2筆1,097㎡ 計5筆6,754㎡でございます。利用状況 雑種地 所有者及び願出人 字○○167番地 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第156号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第156号は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第157号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第157号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借4件、所有権移転1件の計5件であります。

整理番号2 賃29-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○898番地 ○○○○
利用権を設定する者 ○○市○○区○5条○6丁目1番23 公益財団法人 ○○○○ 理事長 ○○○○
申出年月日 令和2年5月19日 利用権を設定する土地 所在 字○○804番地3 現況地目 田 面積2,484㎡外7筆 計8筆66,006㎡全筆田でございます。
設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年5月29日から令和7年3月21日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 対価の合計 ○○○○○○円に賃借料と諸経費をそれぞれ1%乗じまして、年間 ○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年12月10日までに公益財団法人 ○○○

〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃30-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇374番地1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇5条〇6丁目1番地23 公益財団法人 〇〇〇〇
理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年5月19日 利用権を設定する土地 所在 字
〇〇250番地1 現況地目 畑 面積13,046㎡外3筆 田2筆8,606㎡ 畑2筆13,826㎡
計4筆22,432㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期
間 令和2年5月29日から令和7年3月21日の4年10カ月となっております。借賃
につきましては 対価 〇〇〇〇〇〇円に対し 賃借料と諸経費1%を乗じまして合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年12月10日までに
公益財団法人 〇〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受
ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動
も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃30-2新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇306番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区北5条西6丁目1
番23 公益財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年5月19日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇1412番地1 現況地目 田 面積10,338㎡外2筆
計3筆23,079㎡全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃
貸借 期間令和2年5月29日から令和7年3月21日の4年10カ月となっております。
借賃につきましては 対価の合計 〇〇〇〇〇〇円に賃借料と諸経費をそれぞれ1%乗じ
まして、年間 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年1
2月10日までに公益財団法人 〇〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用
権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男3人女3
人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所31-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇145番地 〇〇〇〇 所有
権を移転する者 香川県〇〇市〇〇〇町2206-13 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年5月
18日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇141番地1 現況地目 田 面積5,008㎡外
4筆 雑種地4筆442㎡ 計5筆 5,450㎡でございます。利用目的 水田として利用 所
有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年5月29日 対価につきましては 10a
あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇
〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては

令和2年11月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男4人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2 賃 32-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇1005 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年5月15日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇305 番地12 現況地目 畑 面積4,791㎡外8筆 田7筆18,696㎡ 畑2筆8,937㎡ 計9筆27,633㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年5月29日から令和6年11月30日の4年6カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

(議長)

はい。賃貸借4件・所有権移転1件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2所31-1について審議したいと思います。

整理番号2所31-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所31-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所31-1は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、残る4件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号2賃29-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃29-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃29-1は原案どおり決定いたします。

整理番号2賃30-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃30-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃30-1

は原案どおり決定いたします。

整理番号2 賃 30-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 賃 30-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 賃 30-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号2 賃 32-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 所 32-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 所 32-1 は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了となります。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は6月30日の火曜日に変更、時間については、午後6時00分からの予定、現地調査につきましても6月23日の火曜日 午前9時30分からに変更の上 第5班 塚本委員、亀田委員、木内委員をお願いします。

本日はご苦勞様でした。

町長より、農業者の皆様にも商店街振興に協力をお願いしたい旨話がありました。

新型コロナについては、マスク手洗い等予防をしていただき協力をお願いしたい。

管理作業になるが、機械作業等怪我のないようよろしくお願いします。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後6時45分終了)